

人権教育だより

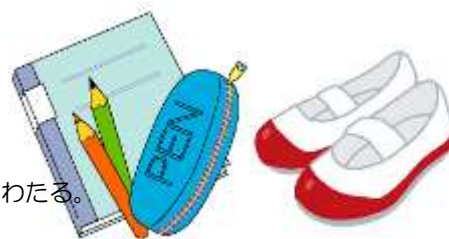
考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

市川市立第三中学校
令和6年1月9日発行
第9号

学用品をリユースしよう!!

※学用品とは…児童・生徒が学習や学校生活などに使用する物の総称。

文房具、靴、衣類、カバン、楽器などその種類は多岐にわたる。

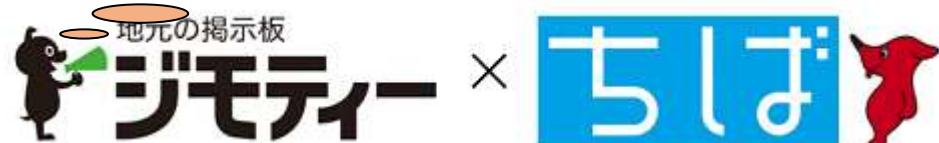


千葉県教育委員会では、人権教育の一環として、「学用品リユースの推進」をしています。今回は、その活動について紹介します。

令和5年7月、千葉県と株式会社ジモティーは、相互の連携と協力により、学用品リユースの企画立案および広報啓発に関する協定を締結し、以下の活動がはじまりました。

学用品のリユース推進事業「#ちばリユースクール」について

お子様が学校で使用したもので、
まだまだ使えるものがご自宅に眠っていませんか。



千葉県教育委員会では、教育にかかる保護者負担軽減と、循環型社会の実現に向けた環境に配慮した教育活動のため、学用品のリユースを推進します。

その取り組みの一環として、株式会社ジモティーと連携して、「#ちばリユースクール」を展開します。用途を終えた学用品で、再利用できるものがあれば、是非「#ちばリユースクール」をつけて、ジモティーに出品をご検討ください。

●実施期間●

令和5年7月13日から令和6年3月31日まで ※以降、期日30日前までに特段の申し出がない場合、適宜1年間延長。

「#ちばリユースクール」Q&A

Q.どのような取組なの？

A.株式会社ジモティーが運営するインターネットサイトに「#(ハッシュタグ)ちばリユースクール」というキーワードをつけて、不要となった学用品を出品していただき、必要としている方に無償又は安価にてお譲りいただくというものです。

Q.どんなものを出品していいの？

A.例えばお子様が学校で使用した教材(ランドセル、算数教材、美術教材、音楽教材、柔剣道用具等)が考えられます。状態は問いませんので、例えば「名前が書いてある」「シールが貼ってある」といった状態でも大丈夫です。詳しくは株式会社ジモティーの規程に則ります。

Q.譲ってもらうにはどうしたらいいの？

A.ジモティーのホームページやアプリで「#ちばリユースクール」と検索してください。出品者との連絡はジモティーのシステム内で行います。状態確認や引渡方法等について確認し、合意が取れ次第、ジモティーの規程に則り、取引成立となります。なお、取引はお子様ではなく、保護者間で行ってください。

「#ちばリユースクール」で、出品、検索してください!!



ジモティー
トップページ



- *1 個人情報保護の観点から、名前の公開をしないようして頂く等の対応をお願いします。
- *2 本事業は個人間の取引となります。取引においてトラブルが発生した場合は、株式会社ジモティーが定める利用規約に沿って、個人間で解決して頂くこととなります。

おわりに…みなさん、冬休みは、楽しめましたか？ 3学期がはじまり、三年生は受験がはじまりますね。健康第一でがんばってください。今週から教育相談がはじまります。もし困ったことがあったら、相談してみましょ。また、おうちの方や、友達、身近な人に話すのも良いと思います。以前お伝えした、SOS ミニレターも活用してみてください。